

2019年5月

お客さまへ

株式会社 山陰合同銀行

## 外貨両替のお取引限度額設定のお知らせ

平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

このたび弊行では、マネー・ローンダリング(資金洗浄)やテロ資金供与防止に向けた取組強化のため、2019年5月20日(月)より外貨両替のお取引について以下のとおり限度額を定めさせていただきますこととなりましたのでお知らせいたします。

お客さまにはお手数をおかけしますが、ご理解とご協力の程、何卒よろしく願いたします。

### 記

預金口座のお取引	お取引限度額
当行口座をお持ちでないお客さま	15万円相当額
当行口座をお持ちのお客さま	30万円相当額

※ 日本円から外貨、外貨から日本円のご両替いずれも上記金額となります。

※ 限度額は1日あたりの金額となりますが、日をまたいだ複数回のご両替金額合計が限度額を超える場合はお取引をお断りさせていただくことがございますのでご了承ください。

以上

【本件に関するお問合せ先】 山陰合同銀行総合事務部 外為業務グループ

電話番号 0852-55-1793

受付時間 月～金 9:00～17:00 (銀行休業日を除きます)